

○製造施設完成検査申請（一般則、液石則、コンビ則）

根拠法令

〔製造施設完成検査〕

- ・法第20条 一般則第31条
液石則第32条
コンビ則第15条

〔製造施設変更完成検査〕

- ・法第20条第3項 一般則第31条
液石則第32条
コンビ則第15条

適用

1. 製造許可の対象となった設備
2. 変更許可の対象となった施設

（ただし、製造の方法及び製造する高圧ガスの種類の変更は対象外）

＜完成検査を要しない変更の工事＞

- ①ガス設備の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては、一般則第6条第1項第13号（液石則第6条第1項第19号）（コンビ則第5条第1項第19号）の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（一般則第15条第1項（液石則第16条第1項）（コンビ則第14条第1項）に規定する工事を除く。）であつて、処理能力の変更が変更前の処理能力の20%以内の増減であるもの。
- ②処理能力が1日100立方メートル（不活性ガス又は空気は300立方メートル）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備の場合は特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）の追加の変更工事であり、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの。

必要書類

1. 高圧ガス製造施設完成検査申請書
（一般則様式第13、液石則様式第13、コンビ則様式第5）
2. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）